

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」
(令和6年3月1日付け国自旅第359号)における大津市の取り扱い

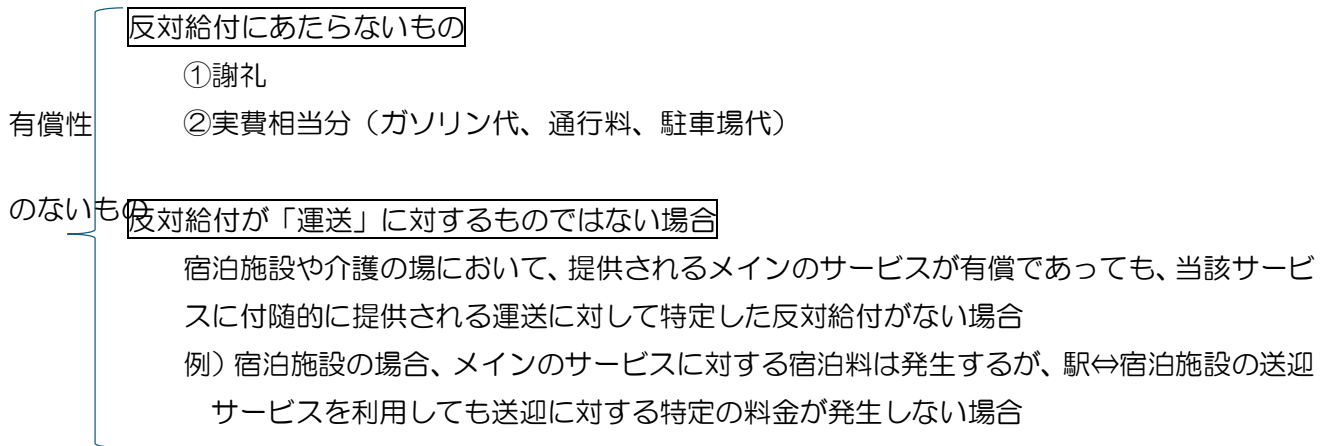
●前提として

道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、**有償**で運送の用に供してはならない

ここで言う「有償」とは、「運送サービスの提供に対する反対給付として財物を収受すること」

これに該当するか否かで法の許可・登録の要否が判断される。

利用者からの給付について



介護保険法等に基づく移動支援等の運送に関する給付の取り扱い

⇒法制度上、運送サービスに対する報酬が支払われていないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可又は登録は不要である。



大津市では、移動支援を個別支援と車両移送型支援に分け、車両移送型支援については全利用者とその費用の一部を負担してもらっていることから、運送サービスに対する反対給付が支払われているものとして、道路運送法の許可または登録を要すると判断します

<道路運送法の許可又は登録が不要なケース>

無償運送	行動援護	無償運送
------	------	------

事業所への報酬は行動援護に対して支払われるものであり、運送に関して反対給付が発生しないことから運送法の許可又は登録は不要。

無償運送	移動支援（個別支援）	無償運送
------	------------	------

事業所への報酬は移動支援（個別支援）に対して支払われるものであり、運送に関して反対給付が発生しないことから運送法の許可又は登録は不要。

無償運送	短期入所施設
------	--------

単なる送迎の場合は、メインとなるサービスもないことから完全なボランティアによる無償運送となり運送法の許可又は登録は不要。

<道路運送法の許可又は登録が必要なケース>

有償運送	行動援護	有償運送
------	------	------

運送に対する対価（実費以外）を受領する場合は、有償性があるため運送法の許可又は登録が必要

移動支援（車両移送型支援）	移動支援（個別支援）	移動支援（車両移送型支援）
---------------	------------	---------------

移動支援（車両移送型支援）では、利用者に運送に対する対価として料金を負担させていることから有償性があると判断し、運送法の許可又は登録が必要

移動支援（車両移送型支援）	通院等介助	移動支援（車両移送型支援）
---------------	-------	---------------

移動支援（車両移送型支援）では、利用者に運送に対する対価として料金を負担させていることから有償性があると判断し、運送法の許可又は登録が必要

移動支援（車両移送型支援）	短期入所施設
---------------	--------

移動支援（車両移送型支援）では、利用者に運送に対する対価として料金を負担させていることから有償性があると判断し、運送法の許可又は登録が必要